

# 銀行が司法書士を指定し、それが融資条件とされたお客様へ

銀行法は、銀行が特定関係者と取引を行うことを条件として融資することを禁止しています。金融監督庁へ苦情を申し立てましょう。

金融庁相談窓口はこちら [金融サービス利用者相談室](#) [ウェブサイト受付窓口](#)

<https://www.fsa.go.jp/opinion/>



上記サイトで【4. 本文】は、下記の通りコピーしてご利用いただけます。

投稿はなるべく実名でお願いします。

インターネット銀行の融資を受けましたが、司法書士を指定され、その司法書士を利用することが融資の条件と言われました。他の司法書士と価格を比較して登記費用を節約する権利が妨害されました。この銀行の行為は、銀行法第十三条の三第3項の抱き合わせ販売に該当するのではないのでしょうか。

司法書士の登記の報酬に銀行のオペレーション業務のコストを潜り込ませて、司法書士がキックバックしている可能性があります。

また、この司法書士が支払うシステム利用料に関して司法書士法違反との通達もあり、このような業務に関わるすべての司法書士に関して懲戒権のある法務大臣と情報の共有をお願いいたします。

	<p>【4. 本文】</p> <p>まずはコピー可能文書→</p> <p>←投稿先 金融監督庁</p>	
---	---	---

住信 SBI ネット銀行 「当社指定の司法書士にて行う必要があります。」

auじぶん銀行 「auじぶん銀行指定の司法書士をご利用いただきます」

楽天銀行 「楽天銀行指定の司法書士にて手続きをお願いします。」

ソニー銀行 「当社指定司法書士をご利用いただきます。」

通常の店舗のある銀行ではありえません。異常でしかありません。

**銀行法**(銀行の業務に係る**禁止行為**)第十三条の三 銀行は、その業務に関し、次に掲げる行為(第十三条の四に規定する特定預金等契約の締結の業務に関しては、第四号に掲げる行為を除く。)をしてはならない。

三 **顧客に対し**、当該銀行又は当該銀行の**特定関係者**その他当該銀行と内閣府令で定める密接な関係を有する者の営む業務に係る**取引を行うことを条件として、信用を供与**し、又は信用の供与を約する行為(顧客の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除く。)※ **信用の供与とは、貸付のこと。**